

現在、東京都で条例改正による「児ポ単純所持禁止」という『危険な』法律が、作られようとしています。

(東京都青少年条例改正案の危険点：東京都議会で審議進行中)
東京都青少年問題協議会：http://www.seisyounen-chian.metro.tokyo.jp/

——この条例が成立した場合
「写真・雑誌・データなど所持した瞬間に、別件容疑で
だれでも 家宅捜査 逮捕になる恐れがあります」

※東京都の答申は担当者見解に過ぎず 法案自体に大きな問題

危惧例をあげると——

- 麻薬や銃器と同じく、写真やデータ、本など持った時に提供目的等として令状・逮捕。^{※1}
- 今持っていたり処分忘れていた過去の雑誌のグラビア写真でも立件対象に。
- 外見が18歳未満かどうかは警察・裁判所が勝手に決めて、家宅捜査が行われます。^{※2}
- インターネットには画像を自動で集めるウィルスや、外国の詐欺サイトがたくさん存在。^{※3}
- 過去に通販で雑誌など購入して履歴が残っている場合、家宅捜査の対象の理由に。^{※4}
- 老人夫婦が孫のプール写真や幼児の裸写真などを撮影したり持っているだけで対象に。

(※1：運転免許証の住所変更してなかった市民が、公証偽造目的として別件容疑で令状発行され、強制家宅捜査・押収・逮捕されました。)
(※2：条例本文でも定義があいまいな上、18歳未満なのかをきちんと外見判断することは不可能) (※3：GIGAZINE、CNN ニュース記事など)
(※4：児童福祉法に詳しい奥村弁護士の見解 20090622 版参照。パソコンで削除しても残ったキャッシュ等から再生可であれば逮捕の恐れ)の議論

- 東京都行政が雑誌やマンガなどを検閲、表現内容に対し「不健全指定」を行います。
- 都住民の全児童の携帯に対しフィルタリング義務。従わない親は行政に指導されます。
(『公権力による家庭への介入の恐れ』として弁護士会や婦人団体が反対意思表示)^{※5}

(※5：東京都弁護士会、日本弁護士連合会、東京都地域婦人団体連盟、出版労連、日本図書館協会、流通対策協議会など反対表明しています)
(一部私立PTAや学校が行っている、親や生徒に条例賛同署名を配布し強要することは、民法43条「法人能力」規定等で禁止されています)

- 児童という名称ですが、「18歳未満」の男女全ての写真・絵画などが適用になります。
- 所持していた主婦から少年、老人まで適用対象。民法では16歳でお嫁にいけるのに？
- 人物が実在しない架空のマンガや演劇作品にも適用し、検閲され不健全指定されます。^{※6}
- 何が猥褻かの定義もはっきりしないため、警察の捜査権拡大や冤罪被害の恐れに。^{※7}
- ゾーニングは必要ですが各出版社の自主努力に留め、行政介入は避けるべきでしょう。
- 拘留され裁判で有罪となった場合、「懲役」または100万円以下の罰金となります。^{※8}

(※6：毎日新聞「児ポ被害者？1696人特定できず、平成7年」、共同通信「2008年676件検挙、(立件被害者がたった半数の)338人」検挙乱発?)
(※7：欧米など海外では成人無修正ポルノが合法であるのに、日本では長く禁止されており、警察と裁判所の判断で多数の逮捕者ができてきました)
(※8：『(今回の条例で)所持は罰則なし』であっても、別件の提供目的または製造罪、帮助罪として逮捕される可能性。民事では賠償責任も発生)

もしも家宅捜査や逮捕などが発生し、TVや新聞で事件が報道されると
近隣や会社からイジメを受けたり、解雇・離婚・自殺になりかねません

すでに海外の一斉捜査では、数百人の自殺者が発生しています

※日本弁護士連合会は、『児ポの【単純所持】は処罰の対象とすべきでない』と反対を強く表明しています。——http://www.nichibenren.or.jp/ja/opinion/report/2003_09.html

(背景写真の新聞記事は、「東京新聞」「中日新聞」法案に疑問の声(平20年11月4日)より引用)
[背景イラスト引用はhttp://news.livedoor.com/article/detail/3551054/記事より]

平成 22.06.12 改版。作成：「法律問題を考えるボランティア市民の会」無料で作成しました。再配布は自由です。
この条例によって、恣意検挙・冤罪・海外なみの性犯罪と誘拐増加を危惧しています。但し、自主的なゾーニングと購入年齢確認は賛成。勿論、発行者・配布者ともに児ポ所持一切してありません。

もし、今国会で児ポ改正による「単純所持禁止法案」が成立すると、海外なみに性犯罪が増えるかもしれません。

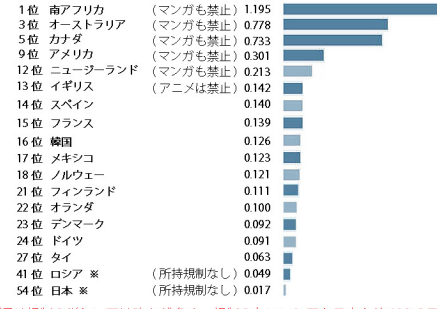
規制国アメリカでは日本の18倍 カナダは43倍、イギリスは7倍

— 一国連続統計：人口比強姦発生率 —

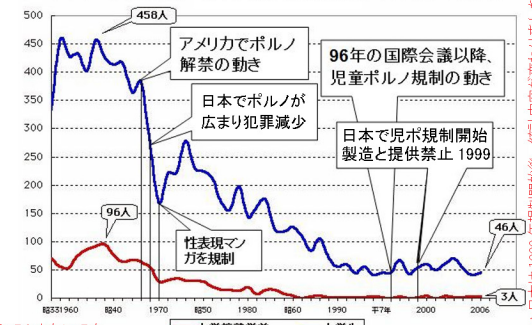
イギリスでは、『5人に1人の少女が何らかの性犯罪被害を体験 ——2007年報告書』^{※1}

■全世界での人口比強姦被害率 (x1千倍)

http://www.nationmaster.com/graph/cr_cr_cap_percap-crime-rape-per-capita



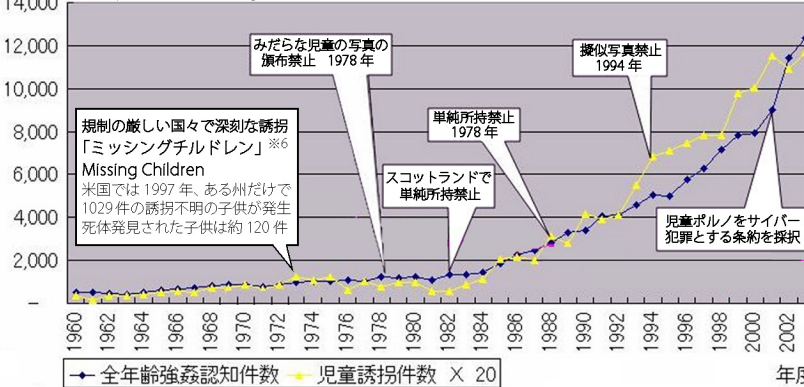
■日本では減少した少女強姦被害件数の推移^{※2}



上記の通り規制の厳しい国は強姦が多く、規制のないロシアと日本と他138の国ではとても少ないです。
◆東京大学の瀬田山角教授は、社会学論文『性暴力へのアプローチ』の中で「性に対する自由度の増大は性犯罪の減少をもたらしたと言えるかもしれない」と述べています。同様に故ノルウェーの心理学者 Katchinsky も1970年に同じ主旨の報告書を大統領に提出。アメリカの名門校ノースウェスタン大学 Anthony D'Amato 教授は、「Porn Up, Rape Down」「ポルノが性犯罪を減少させた」と論文で述べています。^{※4}

■イギリスの「強姦認知件数」と「児童誘拐件数 × 20」

http://rds.homeoffice.gov.uk/rds/recordedcrime1.html



◆イタリアの調査団体によると、日本の児ポサイト数は、世界で12位のドイツ2139に比べてたったの6つ^{※7}しかも殆ど外人がレンタルしてたそうです。日本が「児ポ大国」というのはウソ報道です。扇動報道の裏には、各省庁の大きな天下り利権や、一部の募金団体^{※8} 宗教系のフェミ団体、外資族らによる民営刑務所の拡大があるといわれています。全国紙やTVの報道に騙されないように注意しましょう。日本とロシア以外にも、全世界の他の138カ国では単純所持の規制はしていません。所持規制のない国ほど性犯罪の発生率も低いです。本当に子供たちと自分を守るのには、正しい情報収集からなのです。^{※9}

※引用文献：※1: Sexual-violence-action-plan.pdf 英国 HM Government(2007 版) ※2: http://homepage3.nifty.com/hirion/loi03.htm ※3: http://kitaharak.exblog.jp/9325588/ 「児童に対する性的搾取及び性的虐待はどうしたらなくなりますか？」、子供みらい局児童相談所 平 20 年報告書 ※4: http://works.bepress.com/anthony_damato/11/ ※5: United Nations Surveys Of Crime Trends & Operations Of Criminal Justice Systems, Covering The Period 1990 - 2002, http://like700.hp.infoseek.co.jp/53.html ※6: http://www.kiken-kaishi.org/report/akinaqa.html ※7: http://www.telefonocarobaleno.org/en/pdf/report_sep_2008_en.pdf ※8: http://news.livedoor.com/article/detail/3551054/ ※9: 日本 2008-2009 統計では規制強化の影響で性犯罪が増えてきています。※日本の某ネット監視民間団体統計については、定義の曖昧さ、カウント不透明(左記の無効検挙数参照)、適発増による日本サイト急激の未反映要素が見受けられ除外しました。

左のイギリス例をみると、『単純所持禁止』の1978年から強姦件数と誘拐件数が急増しています。この統計における15歳以下の被害少女が含まれる確率は平均で約35~49%の様です。
日本での例ですと、終戦後1955年にGHQによる『赤線規制』で娼館が減り、同時に全国各地で強姦件数が爆発的に急増しましたが、解禁後の1965年以降から昭和後期には1/4まで激減しました。G-8国では日本とロシアは未規制ですが、他の6カ国では強姦発生率が凄いです(UN調査)^{※5}